いつもジョブコムでご活躍いただき、ありがとうございます。

## 大切なお知らせ



## 🗘 マイナンバーの登録 について

2015年12月(11月分給与明細)にご案内しましたが、大切なことなので繰り返しお知らせします。 まだマイナンバーを登録していないスタッフは、必ずご一読のうえ、速やかにお手続をお願いします。

昨年末を目途として、みなさまのお手元に マイナンバーが届いたと思います。マイナンバーは、各市区町村から 住民票住所の世帯主宛に簡易書留で郵送されます。一人ずつに 12桁の番号が割り当てられ、税金・年金・児童手当 などの行政手続に用います。原則として 生涯 使い続ける番号ですので、大切に取り扱ってください。 スタッフのみなさま自身や扶養家族のマイナンバーは、給与所得の源泉徴収票などに記載しなければならない旨を 法律で定められています。ジョブコムでは、以下の要領で みなさまのマイナンバーをご登録いただきます。 スタッフのみなさまは、速やかにお手続をお願いします。

ご不明な点があれば、総務人事課 もしくは 各担当営業まで お問い合わせください。

総務人事課 tel: 0120-32-4550

## 登録方法のご案内

1. ジョブコムの webサイトヘアクセスしてください

https://jobcom.co.jp/press/15626

2. 記載されている手順に従って クリック先の入力画面で マイナンバーを登録してください

attention!

入力画面へログインするためには、ジョブコムにご登録いただいている スタッフコード メールアドレス 生年月日 が一致しなければなりません。 12月上旬にメールアドレス確認のため、ジョブコムからテストメールを配信しています。 届いていない方は、現在のメールアドレスをお知らせいただき、登録情報を変更してください。 変更完了後、新たに登録いただいたメールアドレスを用いて ログインをお願いします。

attention!

マイナンバーは とても大切な情報です。ジョブコムは、みなさまのマイナンバーを 細心の注意 を払って お預かりします。そのため、上記以外の方法では マイナンバーを受け取りません。 例えば、マイナンバーの書かれた紙を 直接 受け取るなど、紛失や漏洩の恐れがある方法で みなさまのマイナンバーを取り扱うことを禁じています。ご理解・ご協力のうえ、上記以外の 方法でマイナンバーを当社へお持ちいただいたり お伝えいただかないよう、お願いします。

※ このご案内は 既にご登録いただいているスタッフにもお送りしています。ご案内が重複することをご容赦ください。

